

記入例

本件承認してよろしいか

センター所長

団地
コード

記入日 令和〇年 〇〇月 〇〇日

模様替申請書

大阪府住宅供給公社
理事長様

〇〇〇〇 団地 1 棟 101 号室
名義人氏名 公社 太郎 (自署)
電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※氏名欄は、賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。
 ※法人契約の場合は氏名欄に、法人名・代表者氏名をご記入のうえ、
 代表者印を押印ください。併せて担当部署・担当者氏名をご記入ください。(誓約書も同様)

下記のとおり、模様替を実施したいため、誓約書を添えて申請します。

該当項目に〇を入れてください。

その他は () に内容を書いてください。 記

- ↓
1. 模様替の内容 200Vエアコン設置 コンセント増設 手すり設置
 温水洗浄便座 電磁調理器
 その他 ()

- 1) この申請書と誓約書及び工作基準を添付すること。
 2) 200Vのルームクーラー（エアコン）または電磁調理器の設置は、この申請書と誓約書を添付すること。また次の欄内に圧縮機出力、定格消費電力を記入のこと。

※ 電磁調理器の設置は、年齢等の条件を満たすことが必要となります。

圧縮機出力・・・200Vエアコン設置の場合

圧縮機出力	W
定格消費電力	W

定格消費電力・・・200Vエアコン設置、
 電磁調理器設置の場合に
 ご記入ください。

規格のはっきりしないものはパンフレット（コピー）添付のこと。

以上

(注意事項)

- ・ 200Vのルームクーラー（エアコン）を使用する場合、200Vの電磁調理器等やその他のルームクーラー（エアコン）は同時に使用しないこと。
- ・ 200Vの電磁調理器を使用する場合、同時に使用するルームクーラー（エアコン）は、100Vのもの1台までとする。

記入例

※200Vエアコン、電磁調理器設置以外はこの誓約書をご提出ください。

(様式3号)

誓 約 書

記入日 令和〇 年 〇〇 月 〇〇 日

大阪府住宅供給公社
理 事 長 様

〇〇〇〇 団地 1 棟 101 号室
名義人氏名 公社 太郎 (自署)
電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

私は、このたび **〇〇〇〇〇の設置** に関する

模様替実施について、下記のとおり誓約いたします。

記

- (1) 模様替の費用及び、これにかかる補修費を負担します。
- (2) 模様替は公社の工作基準等に基づき実施し、退去時又は公社が実施する補修等の障害となるとき、模様替部分を原状に回復するか、回復する費用を負担する等、公社の指示に従うこととし、模様替以前の状態となっても異存ありません。
- (3) 模様替に起因し第三者又は公社に損害を与えたときは、賠償の責を負います。
- (4) 模様替完了後は、模様替の重要な部分を写真撮影（カラー）し、公社まで提出致します。

以上

誓 約 書

記入日 令和〇 年 〇〇 月 〇〇 日

大阪府住宅供給公社
理 事 長 様

〇〇〇〇 団地 1 棟 101 号室
名義人氏名 公社 太郎 (自署)
電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

私は、このたび、ルームクーラー（エアコン）設置にあたり、下記内容について誓約いたします。

記

1. ウインド型クーラーは安全性の高い専用取付枠に堅固に取付けます。
2. ルームクーラー（エアコン）室外機の設置に関し、公社の模様替等の禁止事項を守り、公社指定場所に設置します。
※公社指定場所はバルコニー床、又はバルコニーの既設取付金具、バルコニーが一切無い団地の場合、1,2階住宅は地上に、3,4階住宅は、屋上のフェンス内側の床とする。
3. 専用回路（電流値20A以下）を設けて、既設各戸分電盤の主幹ブレーカーの2次側に接続し、専用コンセントを設置します。
4. 公社が実施する補修等の工事に際し、障害となるときは、公社の指示により、速やかに移設又は撤去の処置を講じます。また退去時その他公社既設の建物、設備等を損傷したときは、原状に回復します。
5. ルームクーラー（エアコン）使用中は、停電事故、騒音、排水（室外機の給水管等はバルコニーの排水口まで配管する）等、周囲の居住者に迷惑を及ぼさないよう注意します。
6. ルームクーラー（エアコン）の使用時には、他の消費電力の大きな器具とは同時に使用しないよう注意します。
7. 設置するルームクーラー（エアコン）の機種等は次の範囲とし、模様替申請（届出）書に記載の注意事項を厳守します。
(ア) 機種は定格消費電力2000w以下とすること。
(イ) 機種は圧縮機の出力1350w以下とすること。
(ウ) 電源電圧は単相200vとすること。
(エ) 大型電気機械器具で600w以上の機種を使用するときは必ず専用ブレーカーを使用すること。
8. ルームクーラー（エアコン）の設置に起因し第三者又は公社に損害を与えたときは、賠償の責を負います。
9. ルームクーラー（エアコン）等設置後は、室外機等の取付部分を写真撮影（カラー）し、提出致します。

定格消費電力
圧縮機出力を →
ご確認ください

以上

記入例

※200V電磁調理器設置の場合は、この誓約書をご提出ください

(様式5号)
(電磁調理器用)

誓 約 書

記入日 令和〇 年 〇〇 月 〇〇 日

大阪府住宅供給公社
理 事 長 様

〇〇〇〇 団地 1 棟 101号室
名義人氏名 公社 太郎 (自署)
電話番号 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

私は、このたび、電磁調理器の設置にあたって、下記のことを誓約いたします。

記

1. 公社設置の専用回路(20A又は30A)を使用するか、公社設置の専用回路がない場合は、専用回路(電流値20A以下)を設けて、既設各戸分電盤の主幹ブレーカーの2次側に接続し、専用コンセントを設置します。
2. 公社が実施する補修等の工事に際し、障害となる場合は、公社の指示により、速やかに移設又は撤去の処置を講じます。また退去時その他公社既設の建物、設備等を損傷したときは、原状に回復します。
3. 電磁調理器の使用時には、他の消費電力の大きな器具とは同時に使用しないよう注意します。
4. 設置する電磁調理器の機種等は次の範囲とし、模様替申請(届出)書に記載の注意事項を厳守します。
(ア) 機種は定格消費電力4000w以下とすること。
(イ) 電源電圧は単相200vとすること。
(ウ) 大型電気機械器具で600w以上の機種を使用するときは必ず専用ブレーカーを使用すること。
5. 電磁調理器設置に起因し第三者又は公社に損害を与えたときは、賠償の責を負います。
6. 電磁調理器設置後は、写真撮影(カラー)し、巡回員迄提出致します。

定格消費電力を →
ご確認ください

以上

記入例

ウォシュレット設置工作基準

<p>①ロータンクから給水する場合</p>	<p>許可場所</p> <p>既存便器にウォシュレットを設置する。</p>												
<p>②フラッシュバルブから給水する場合</p>	<p>材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーカー</th> <th>品番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>〇〇〇〇〇〇 ← メーカー名 品番を ご記入ください</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	メーカー	品番	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 ← メーカー名 品番を ご記入ください								
メーカー	品番												
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 ← メーカー名 品番を ご記入ください												
	<p>仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水 <ul style="list-style-type: none"> ロータンクから給水する場合は、ロータンクへの給水管に分岐金具を取付け連結管にて接続する。 フラッシュバルブからは専用アダプタを取付け分岐する。 いずれも既存給水口(*)は変更しない。 電源 <ul style="list-style-type: none"> 配線は消費電力に適したものにする。 コンセントは便器近くに必要となるため最寄の電源から安全に配線し、必ずアースを設ける。 ウォシュレットの取付は、必ず専門業者に施工させる。 												
	<p>退去時の状態</p> <ol style="list-style-type: none"> 完全に撤去する。(給水、電源を含む。) 給水のために取付けた分岐金物又は専用アダプタを撤去し、現状回復する。この時給水管(公社仕様のもの)も取替える。 												

上記工作基準の通り施工することを誓約します。

ご名義人様の氏名 → 申請者 氏 名 **公社 太郎**

設置業者名の記入・押印 → 業者名 **(株)スマリオ**

